

第15回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
生活環境影響調査評価委員会

日 時：平成25年6月3日（月曜日）

午後2時から

場 所：県行政庁舎9階 第一会議室

1 開会

○司会 本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

これより第15回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開催いたします。

2 あいさつ

○司会 まず、開会に当たりまして、環境生活部長の本木よりご挨拶をいたします。

○本木部長 環生部長の本木でございます。改めて御礼を申し上げます。

今日は、お忙しい中、第15回になりますが、評価委員会にご出席を賜りまして感謝を申し上げます。

まず初めに、前回の評価委員会の際に今日の開催日程、2月か3月で調整をしたいということでお諮りをしておりました。県側の事情、それから国との調整の日程等もございまして、その会が今日になったことにつきましてまずはお詫びを申し上げたいと思います。

昨年12月に開催されました前回の評価委員会において、特定支障除去等事業実施計画の変更案をご説明し、各委員からご意見をいただいたところございました。その後、環境省と協議を重ねてまいりました。その結果、今年の3月26日をもって環境大臣の同意が得られました。これをもって引き続き国の支援を受けながら処分場対策を推進するという事にオーケーをいただいたということになります。委員各位におかれましては今後ともご指導方をお願いしたいと思っております。

今日、議題として報告事項2件を用意しておりますし、その後、諮問事項として生活環境影響調査報告書（案）、これは毎回お諮りをしているものですが、もう一つ②としまして、工事後のモニタリング計画の見直しについてということについてもご諮問させていただきたいと思っております。

委員の皆様には本当に専門的な見地からご忌憚のないご意見を賜れば大変ありがたいと思っております。今日もよろしくお願いを申し上げます。

○司会 それでは、まず本日出席されている委員のご紹介をさせていただきます。

須藤委員長でございます。

○須藤委員長 須藤です。どうぞよろしく。

○司会 藤巻副委員長でございます。

○藤巻委員 藤巻です。よろしくお願いたします。

○司会 井上委員でございます。

○井上委員 井上です。よろしくお願いいたします。

○司会 大宮委員でございます。

○大宮委員 大宮です。よろしくお願いいたします。

○司会 岡田委員でございます。

○岡田委員 岡田でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 佐藤委員でございます。

○佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○司会 田村委員でございます。

○田村委員 田村です。よろしくお願いいたします。

○司会 なお、細見副委員長及び風間委員におかれましては、後ほど到着する予定となっております。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

環境生活部、本木部長でございます。

○本木部長 よろしくお願いいたします。

○司会 高橋次長でございます。

○高橋次長 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 渡部室長でございます。

○渡部室長 渡部です。よろしくお願いいたします。

3 議題

(1) 報告事項

①特定支障除去等事業実施計画の変更について

②支障除去対策の実施設計について

○司会 それでは、議題の審議に入らせていただきます。

議長につきましては、評価委員条例第4条第1項の規定により委員長が務めることとなっております。須藤委員長、よろしくお願いいたします。

○須藤委員長 かしこまりました。

それでは、ご指名でございますので、ただいまから第15回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開かせていただきます。

今回、第15回になったわけですが、今回は支障除去の新たな計画の追加というか変更がございまして、それも含めてご審議をお願いしたいということでございます。

従来は傍聴人の発言があったんですが、もうこのまま続けてよろしいですね。

○司会 一応、佐藤委員のほうから、傍聴人についてご発言したいということだったものですか、佐藤委員、よろしいでしょうか。傍聴人につきまして。

○佐藤委員 いいですか。

○須藤委員長 もう会議に入っていますから。

○佐藤委員 過激なことは言わないように。

「傍聴人」という言い方は無礼な言い方だというのは随分前から申し上げてきましたけれども、言ってみれば被害者の皆さんということだと思えます。それを忘れたのでは竹の内対策は宙に浮いてしまうというふうに思っておりますので、室長あたりが特に傍聴人、傍聴人と言って、かぎ括弧で発言したいということだけど、それはやめてもらいたいと、今後ですね。

それで、先ほどみんなでお話ししまして、今まで散々、冒頭でお話ししてきたんだけど、何ら会議に生かされる気配がないよなというようなお話をしました。最後まで聞いていただいて、最後にまとめて1つ2つお話をしていただくのが一番いいのかなというふうなこともありましたけれども、ただ、今もう最初に始まってしまっていますが、とにかく報告書だけが山と積み上がって誰も責任者がいない、それから今後の方針が全然決まらない、どういうふうになったら竹の内よくなるのということがどこかに行ってしまうということなので、そのところを上手に発掘して方向づけをしていただくのが一番いいんだろうと。そのことで傍聴人たちは、傍聴人というか被害者の人たちは今回、黙って最後まで聞いていて、最後に一言申し上げるというお話をいたしましたので、そのところはよろしくお願ひしたいと思えます。

○須藤委員長 はい、わかりました。では諮問事項を全て終わって、その後も終わって、形としては会議ですから閉会をした後に、ご意見を伺うということでよろしいですね。そのようにさせていただきます。

○司会 済みません、それではちょっとその前に一応会議の成立要件について報告させていただきます。

本委員会、10名の委員により構成されておりますけれども、今7名の委員にご出席いただいておりますので、村田町竹の内産業廃棄物処分場生活環境影響評価委員会条例第4条第2項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席により本日の会議が成立していることを報告します。

次に、議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認ください。

まず、次第、出席者名簿、座席表、それから審議に係る資料といたしまして、報告事項①-1 村田町竹の内産業廃棄物最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画（変更）、報告事項①-2 特定支障除去等事業実施計画の変更について、報告事項②支障除去対策の実施設計について、諮問事項①-1 生活環境影響調査報告書（案）、諮問事項①-2 生活環境影響調査報告書の概要版（案）、諮問事項②工事後のモニタリング計画の見直しについて、それから参考資料村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の現状（データ編）をお配りしております。ご確認願います。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

○須藤委員長 かしこまりました。

それでは議題に入ります。報告事項、諮問事項の順番にいきます。

報告事項①特定支障除去等事業実施計画の変更について、事務局から説明願います。渡部室長。おかけになって結構です。

○渡部室長 では、私から説明させていただきます。

初めに、報告事項の1件目、特定支障除去等事業実施計画の変更についてでございますが、この厚い報告事項①-1 というものが最終的な計画書でございます。この説明は、報告事項の①-2 という資料を使ってご説明をさせていただきます。

この件につきましては、昨年12月の前回の評価委員会で、計画の変更内容の案をご説明し、ご意見を伺ったところでございます。その後、さまざまな手続等を経まして、3月26日に環境大臣の同意を得ることができました。その状況をご報告いたします。

資料の1には、昨年12月の評価委員会から環境大臣同意までの間の手続を時系列で整理しております。村田町長への意見照会、住民説明会、環境省や産業廃棄物処理事業振興財団、通称「財団」と略しておりますが、財団主催の学識者のヒアリング、県の環境審議会への諮問などを経まして最終的な計画の変更（案）を作成し、3月21日に環境大臣に協議をし、26日にその同意を得たものでございます。

資料の2枚目にカラーの変更の概要というものをつけておりますが、ごらんいただきたいと思っております。

これは実施計画変更の概要としまして、計画の骨子であります事業の実施のフロー、事業実施のスケジュール、全体計画平面図、それから今後実施する支障除去対策、これらを1枚に整

理したものでございます。

前の計画と比較しての主な変更点でございますが、1つは、実施計画の計画期間を延長しましてモニタリングを継続し、必要と認められる場合には、第2段階の対策としております浸出水拡散防止対策を実施するという事。もう1つは、不等沈下した覆土の補修、観測井戸で発生する噴出事象の防止対策を追加対策として講じることとしております。この追加対策の概要については、報告事項の2の中で改めて説明をいたします。

1枚目の資料に戻りまして、2の計画変更内容の主な修正点についてご説明いたします。前回の評価委員会でご説明した内容から修正した点が主に3点ございますので、ご報告をいたします。

1つ目は、事業実施のスケジュールでございます。法律が10年間延長されたということをご踏まえまして、計画の期間も10年間延長するという考えでございましたが、最終的に平成33年度までの9年の延長とし、さらに、必要に応じて実施することとしている浸出水拡散防止対策、この対策を実施しない場合には、平成28年度でこの実施計画を終了することといたしました。

この理由でございますが、環境省から大臣同意の要件が示されておりますけれども、その中で支障除去対策はできるだけ前倒しで早期に実施をすること。また、対策後のモニタリングは最長2年とすること。こういった要件が示されたためにこれに沿ったスケジュールに改めたことによるものでございます。

2つ目は、(2)ですが、噴出防止工の対策手法であります。最初の案では、地中に滞留するガスの大気放散をガス抜き管の設置によって行うということとしてございましたが、ガス抜き管方式とトレンチ方式の2つの手法を併記しまして、この対策の実施設計を行う際に比較検討して効果的な手法を選択することといたしました。これは財団のヒアリング、これは財団調査会と言っておりますけれども、財団調査会の助言を踏まえまして、滞留ガスが比較的浅い地中に存在する場合はトレンチ方式のほうが効果的だということがありまして、ガスの滞留状況に合った手法を選択すべきと、こう判断したものであります。

3点目は(3)ですが、下流側地下水のモニタリング地点の検討です。対策には直接関係ございませんが、浸出水拡散防止対策の実施の判断に必要な下流側地下水のモニタリングについて、財団調査会の助言を踏まえ、その地点数の追加を検討する旨を計画に記載いたしました。

なお、この財団調査会は、環境省の要請を受けて自治体にヒアリングを行って、自治体が作成した計画案の技術的事項に係る知見、これを取りまとめて環境省に提供・報告する役割を担っております。

以上、ご説明したような修正を行った計画案を最終的に環境大臣に協議し、その同意を得ることができました。お配りしている計画書の中でこれらの主な修正箇所について、この資料の箱の中に示しておりますので、後ほど計画書をごらんいただきたいと思います。

報告事項の1を終わります。

次に、報告事項の2件目、支障除去対策の実施設計についてご説明をいたします。

報告事項②というA3横の資料を使ってご説明をいたします。

追加対策のうち、覆土を補修する整形盛土工について、これは来年度、平成26年度に実施する予定であります。また、噴出防止対策、これは今年度実施する予定としております。この2つの対策工事の実施設計を5月に委託業務として発注、契約を済ませております。これから10月末の予定でこの実施設計書を作成していきたいと考えております。

それで、今後この実施設計をどのような形で進めていくかについてこの資料でご説明をいたします。

1ページは、整形盛土工事でございます。図1. 1、このピンク色の部分が雨が降ったときに水たまりが目立つ場所でありまして、この部分の覆土がちょっと沈下しているとみられるところでございます。実際に工事を行う場合には処分場全体の排水勾配をチェックしまして、覆土補修が必要な範囲を決める必要があります。そのために(2)に書いてございます事前の測量を実施することとしております。この整形盛土工につきましましては、平成20年度に実施した雨水浸透防止対策の施工後の排水勾配に覆土を復元する工事になります。そのために、当時の出来高測量を現地復元しまして、現在の覆土形状をまず把握することといたします。図1. 2には、事前測量における中心線を示しておりますが、まずこの中心線を現地復元し、この中心線に沿って縦断測量及び横断測量を実施いたします。

(3)の造成形状の検討ですが、事前測量結果と既存資料を用いて造成形状の詳細な計画高、形状、寸法というものを決定いたします。

2ページにまいりまして、(4)対策の特記事項を幾つか書いておりますが、この中で上から4番目と6番目のところに記載しております。処分場にはかなり草が茂っておりますので、施工する範囲は除根をしてから盛土を行います。また、盛土後は必要に応じて種子散布工を施すこと等を考えております。

(8)今後の作業スケジュールでございますけれども、6月には測量に入りたいと考えておりますが、現在、処分場は草が茂っておりますので、6月に除草作業を計画しております。除草作業が終了後に事前測量を開始する予定としております。その結果を踏まえて、設計図面等の

作成、施工計画の検討等を行いまして、10月末までに設計を終わらせる予定としております。

次に、3ページをごらんください。

こちらは噴出防止工でございます。毎年3回程度、噴出事象が発生しているNo.3とNo.5の観測井戸の2カ所につきましてガス抜き設備を設置して、噴出事象の発生を防止する対策を行うものでございます。図2. 1のオレンジ色の地点がNo.3とNo.5の地点を表しております。

(2)の事前調査ですが、ガス抜き設備は、現に噴出している観測井戸の近傍に設置する考えであります。ガス溜まりの位置をできるだけ正確に把握できればより効果的な対策が可能となります。そこで、このNo.3なりNo.5の観測井戸を用いて電気検層やP波速度検層を行い、ガス溜まりの分布の把握を試みたいと考えております。この試みがうまくいけば、トモグラフィによる分布状況の可視化をしたいと考えております。

なお、5ページ、6ページに参考としまして電気検層、P波速度検層、トモグラフィの原理、測定方法の概要を掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

(3)のガス抜き方法の設計ですが、これらの事前調査結果をもとにガス抜き管方式、トレンチ方式を比較検討して有利な方法を選択いたします。その方式の概念図を図2. 2及び2. 3に示しております。選択手法の基本的な考え方としましては、ガス溜まりの位置の深度が浅い場合はトレンチ方式、深い場合はガス抜き管方式が有利となります。

(4)のガス処理設備の設計ですが、既存のガス抜き管にガス処理設備が設置してあります。図2. 4の噴出防止工のイメージ図の右上のところにガス抜き設備のイメージ図が書いてありますけれども、ガス設備内のガスをポンプで吸引し、活性炭吸着層を通して大気放散する仕組みとなっております。今回新たに設置するガス抜き設備に対してもこのようなガス処理設備を設置することを想定しております。

(8)の作業スケジュールでございますが、こちらも6月から7月にかけて事前調査を行いまして、その結果を踏まえて設計図書の作成等を行い、10月末までに設計書を取りまとめたいというふうに予定しております。

最後に4ページの右側、3、工事中の環境配慮でございますが、2つの工事とも工事期間はそう長くは要しないと思いますが、工事機械の運転、工事車両の走行などに伴いまして粉じん、濁水、騒音、振動、悪臭等の発生が予測されますので、周辺的生活環境に配慮した施工方法、必要なモニタリング等をこの実施設計の中で検討いたします。

表の3. 1には工事ごとに配慮すべき環境項目を整理しております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○須藤委員長 どうも渡部室長、要領よく説明いただきまして、ありがとうございました。

ただいま議題の報告事項の1、2について、実施計画の変更と、それからただいまの実施設計について、2つについて概要をご紹介いただきました。

委員の先生方、ご質問があればお願いいたします。どうぞ、田村先生。

○田村委員 環境省との協議の中で、この2つの作業を実施するということと、実施後のモニタリングは最長2年ということ伺ったんですが、それはそれぞれのことについて、つまりガスは今年度やるわけですね、それから盛土の施工は来年度、それぞれその後2年という意味でございませうか。

○須藤委員長 そうですよ。

○渡部室長 基本的に、対策をして、その効果確認などのためにモニタリングを行う際に国の支援は最長2年までという意味なので、実際、スケジュール的には25、26年度で対策工事をしまして、その後27、28年度の2年間、これはモニタリングまでは国としては支援をしますと。それよりさらにモニタリングする部分については国は支援はできませんという意味です。

○田村委員 その2年という長さはどういう根拠があつてなんでしょうか。環境省がおっしゃったことだと思うんですが。

○渡部室長 今回、国の話、説明としましては、支援の対象は基本的には支障除去対策というものです。ただし、その効果の確認等のためにモニタリングはある程度必要ですと。その期間をある程度制約をするという考えがあつて、国会の委員会の中でそういった質問に対して、国会は全て2年ということで各自治体をお願いをするというふうな答弁をしております、それが2年か3年という、そこら辺の考え方はよくわかりませんが、それについて環境省が2年までとするというふうに決めたところです。

○田村委員 現象の発生の仕方に基づいて2年という数字が出てきたのではなくて……

○須藤委員長 予算ですよ。

○田村委員 補助の……

○須藤委員長 そうです、補助ですね。

○田村委員 一律の基準としてそういうものが出てきたと。

○須藤委員長 はい。

○渡部室長 支援期間を2年とするという意味です。

○田村委員 それは当事者というか、県としては仕方ないというか納得できることなのか。

○渡部室長 県としてはモニタリングが2年で終わるという考えは持っていませんので、国には、そうおっしゃらずに長期間支援をお願いしたいということで事前の協議の中でいろいろ交渉なりをしてきましたけれども、これは国として全ての自治体をお願いしている話なので、やはり公平性の観点からも宮城県だけ特別扱いすることはできないということで2年の計画にするようにという話でございました。

○田村委員 わかりました。ありがとうございます。

○須藤委員長 当然、先生、2年では不十分なので、継続しなくてはいけないんですが、それは県独自の予算でやってくれれば、こういうふうに私は理解をしております。よろしいですか。

では佐藤委員から。順番にいきましょうか。藤巻委員が先だったですかね。

○藤巻委員 一番最後にお尋ねしようと思っていたんですが、ここで尋ねてしまいたいことが1点だけありまして、ガス抜きを行うという件なんです、相当のお金をかけてやることになっていると思いますが、財団調査会からこういうふうにするようにというような技術的な指導を受けてやることになっているのかと思うんですが、これは村田町または町議会、または村田町の町民の皆さんのアグリメントを得ているのかどうかというのは私はちょっと心配なんですよね。といいますのは、この竹の内の問題というのは、町と県の意識が乖離したまま動いちゃったというところにスタートがあって、県が何かをする場合は町との間で合意をとって、それで町のためによかれと思ってする場合はいいいんですけれども、今は病気だって医者にセカンドオピニオン、サードオピニオンを求める時代なので、例えば1つ、ガス抜きの方法があると。例えば「いや、あんなことする必要はない。10メートルぐらいまで覆土しちゃえばそれで構わないんだ」という人もいるかもしれません。そうしたらお金は10分の1で済むし、まだほかにもあるかもしれません。ですから少なくとも3つ、4つなりのオプションを町に示して、お話し合いをされて進まれるのが私は一番いいのではないかと思うんですけれども、その辺の詳しい議論はどのように進まれたのでしょうか。もし秘密事項でも何でもなければお話を伺いたいと思います。

○須藤委員長 どうぞ、室長。

○渡部室長 村田町に対しましては、昨年の12月に我々として考えた計画の変更の内容を持ってご説明に上がったんですけれども、それ以降、正式に町長への意見を照会させていただき、あるいは1月に入りまして住民説明会を開催させていただいて地元のご意見をお聞きしたと。最終的に村田町長が地元としての意見を取りまとめて1月末に回答をしていただいたという流れになっておりまして、その対策の内容につきましては事前に、本当に構想段階から村田町なり

地元の方々と相談しながら決めたという形ではなくて、現にNo.3とNo.5で噴出事象が継続的に発生しているということで、現に噴出している2カ所の噴出事象をとめる手だて、一般的に中に滞留している箇所にガス抜き設備を設置すれば噴出はとめられるのではないかという考えで、ガス抜きイコールガス抜き管というような考え方で、迷わずにガス抜き管方法を選択したところでございます。

ただ、財団のほうから、覆土の下あたりとか浅いところにもしガスが溜まっているとすれば、ガス抜き管よりはトレンチ方式、覆土に溝を切ってガスを抜いたほうが効果的だろうということで、そこは現場の事前調査などでデータを取った上で手法を選択してはどうかという提案があってこのような形にしたものでございます。

経過としては以上の状況です。

○須藤委員長 どうぞ。

○藤巻委員 これだけで、どこかに費用が書いてあったような気がしますけれども、1,000万円か。2カ所で1,000万円ですか、結構な費用だと思うので、これによって非常に短時間に気持ちの悪いガス噴出現象というのがおさめられるのならばいいんですけども、ガスが出続けるという現象がただ隠せるというだけだったならば、やはり地元の人たちは不安だと思うんですね。でも、これを村田町は了解しているわけですね。

○須藤委員長 そうですよ。

○藤巻委員 だから、問題点についても一応説明はされているわけですよ。かなり大きな活性炭の吸着等みたいなやつはポンとできるわけですよ、それぞれの吸い上げてくるところに。

○渡部室長 対策の考え方は、地中に溜まって時々まとまって噴出するという形から、中でなるべく滞留しないようにして常に少量ずつ大気に放散されるような形にすると。ただ、無処理で大気に放散するのではなくて、活性炭で硫化水素等の有害ガスを除去した後に大気に放散するという形であります。それで既存の幾つかの観測井戸、ガス抜き管の同じような考え方で活性炭処理をしてポンプで引いて大気へ放散させております。基本的に同じような考え方でおります。村田町にもそういうことをご説明はしておりますので、ご理解はしていただけているのではないかと思っております。

○藤巻委員 わかりました。村田町自体、それから町議会、それから住民の方々との意思の疎通をちゃんとして進められているということでしたら、私のほうも了解いたします。

これは決定事項ですか。必ずこれでやると。または村田町ではそうではなくて10メートル、20メートル、覆土を盛り上げろと言ったらそちらで終わりにすることはできる。

- 須藤委員長 いや、決定事項ですよ。
- 藤巻委員 決定事項ですね。国からの予算を。
- 渡部室長 基本的な対策の考え方はこの2つの方法から選ぶというふうなことで計画に記載しております。
- 藤巻委員 2つのというのは、整形盛土とガス抜きですか。
- 渡部室長 ガス抜きの方法として、ガス抜き管を深くまで設置するやり方とトレンチ方法という。
- 須藤委員長 それが選べると思うんですね。
- 藤巻委員 はい、わかりました。村田町がこれを了承しているということでしたら、それで結構です。今までのいきさつから考えて、意思の疎通がどうも余りうまくいっていないというところがあって、それが原因でどんどん問題がこじれているというところがあったので、また今度のことについても若干気になる点がありましたので、お尋ねさせていただきました。以上です。
- 須藤委員長 ありがとうございます。
- 佐藤委員、どうぞ。
- 佐藤委員 まず最初に、本当は非常にジェントルにお話ししなければならないと思っているんですが、委員長がおいでになる前に第1戦を交えまして、まことにほかの委員の先生たちに不愉快な思いをさせたのではないかと。そのところをちょっとだけお話しさせていただければ、今回の支援延長を申請するに至ったのは、前の計画が失敗したんだよな、失敗したんですよという言い方を我々はしていました。これは失敗に違いないんですね。だけれども、室長はあのときに失敗ではありませんということで、部長も失敗とは考えていませんと。明らかな失敗を失敗とは考えていません、失敗ではありませんという言い方で過ごしてしまうというのは、失敗から何も酌んでいないということになります。そのところはきちっと。メンツなんですね。メンツを捨てて失敗は失敗として認める。宮城県としてそれはできないんだったら、全然進歩がないわけですね。だからそのところはよろしく、今後もじっと見ていきたいと。そのことに関して、失敗なんだよなというふうな言い方をしたら室長は、それは佐藤委員の独自見解ですというようなお話をなさった。独自見解だというふうに片づけられてしまうということは非常に心外で、その独自見解を持ってここに来て、須藤先生やほかの委員の先生たちの前で演説して、ほかの委員の人たちを不愉快にさせていたとすれば、私の独自見解というのは持ってくるべきではなかったんですね。独自見解なのかどうかということとはきちんと議事録を

読んでいただいて判断していただきたいと。私はむしろ独自見解だと主張する室長の見解が独自見解だろうというふうに思っているわけです。本当に私が独自見解だとすれば、委員の先生たちを不愉快にさせるのはここでやめにしたいと。今回は任期の最後ですので、この次からはここには来ないということにしたいと思います。

それで、今のガス抜きの話なんですけど、またこのごろ増えた。しばらく休んでいるのか、年に3回ぐらいというようなお話でありましたけれども、本当はこの前も噴いたんだよねというようなお話を耳に挟みました。「そのことは役場は知ってるの」と言ったら「役場、知りません。言わなきゃないんですか」みたいなお話になりました。前は内緒にしていた、県議会で話題になって部長が、今後はみんな町にお話ししますというような、前の部長が話をされたわけですので、そのところは間違いないように。そういうふうな隠し立てをするという体質が地元では安全・安心につながらないよなということになっております。

それで、実はガス抜き管の改修、改造というのがこれで3回目だと思います、私の知っている範囲では。前も失敗しているんですね。またやり直し、またやり直し、3回目のやり直し。前の失敗がどうして失敗したのかということのを反省して、その上で設計されなければならないんだけど、前は失敗していません、ちょっと手が届かなかったんですよみたいな捉え方をされれば、これはやっぱり住民の安全・安心はどこかに行っちゃうなということでございますので、失敗は失敗として認めればいいじゃないかというふうな、そのところが一番問題なんですね、宮城県の竹の内対策で。失敗は失敗として認める。3回目ですね。私の記憶では3回目のガス抜き管の手入れだということなので、2回目、かなり大規模にやったんだけど、室長、いつやったか、何で失敗したかということをご存じか。そのところがわかれば1分間で教えてください。

○須藤委員長　ご質問なので、お答えください。

○渡部室長　佐藤委員が何をおっしゃっているか、わかりません。

○佐藤委員　独自見解か。「あなたが言っているのもまた独自見解だ」と言われているような気がするんですが、No.3とNo.5、ずっと噴いていまして、最初に1回、1回目は皆ガス抜き管をくっつけたんですね。効くんだか効かないんだかわからないと言って横目で見えていたんですが、2回目はNo.3とNo.5にきちっとしたというか、これでいいというふうなガス抜き管をつけろと。ガス処理をつけたんだけど、その横からまた噴くんだよなということなので、2回目は完全に失敗。これを失敗と認めるのか認めないのか。いつやって、何で失敗したかわかりますかというような質問でございます。わかる？

○須藤委員長 どうぞ、ご質問なので。

○渡部室長 最後、今の形になりましたのが平成22年度の最後のころでございますが、ガスが噴出するという事で議会でも取り上げられた時期でございますけれども、県として風間先生に協力をもらいながら、生活環境への影響の調査を22年から始めました。その中で、このまま継続したときにそのまま無処理でガスが大気中に放散されることを何とか防げないかということで、今のような形で活性炭処理をするガス処理設備を平成22年度の年度末に設置して現在の状況になっているということでございます。

ただ、当時の考え方としては何とか暫定的な対策といいますか、噴出事象はこれをもって抑えることはできませんが、噴出したガスを何とか活性炭を通して無害化して大気中に出せないかというふうな考え方で応急的な対策として講じたものと理解しております。

○須藤委員長 よろしいですか。佐藤委員。

○佐藤委員 すると、かなりの予算を使ってああいうことをなされた。だけれども効かなかったということなので、これは失敗ですね。甘かったというか、観測が甘かったんですね。設計に生かされた土台となったものが甘かったと。

それで、今回もそういうようなことになるんじゃないかというふうに思っております。それで、一回対策したんだけど、駄目だからもう一回やると。No.3とNo.5はどうして噴くというのが一つあって、これが本当にとまるんですか。とまる予定。それから予定かどうか、とまりますという、私はとまると思っているからやっているんだろうけれども、本当にとまるのかという。

それから、No.3とNo.5しか噴かないというのはどういうデータによってそういうことが言えるのかということ、単純にそこだけ聞かせてください。No.3とNo.5だけなのという。そのうち別なところも噴くんじゃないのという疑問は、地域に住んでいる人間たちとして当然のことなので、そこはきっちりとお答えを願いたい。

○須藤委員長 どうぞ。

○渡部室長 No.3とNo.5以外の場所というのは、それ以外の観測井戸を指しておっしゃっているんでしょうか。

○須藤委員長 そうですね。

○佐藤委員 当然です。

○渡部室長 科学的なデータでご説明はできませんが、現にこれまで設置して以来、No.3とNo.5以外の井戸ではNo.3とNo.5で発生しているような事象は確認しておりませんので、結果的にで

ございますが、No. 3 と No. 5 は噴くがそれ以外のところはこれまでの経験上、実際に噴いていないということをもって、当面はつきり噴出している No. 3 と No. 5 の場所だけを対象として対策を講じるという考え方でおります。

○須藤委員長 どうぞ。

○佐藤委員 No. 3 と No. 5 が噴いたからそのところだろうというようなお話なんだけれども、No. 3 と No. 5 は最初から噴いていたわけではなくてある日突然噴いたということなので、ほかにも噴く可能性はある。それは科学的に全然わかりませんというようなお話なんですね。だから、その準備はしておくべきなんではないですか。科学的に No. 3 と No. 5 しか噴かないんだという根拠を示していただくと。それで No. 3 と No. 5 を手当てしていますよというなら話はわかるんだけど、No. 3 と No. 5 は最初から噴いていたわけではないということなので、いつか想定外で噴いたわけだから、その手当てはきちんとすべきなんだよね、これは。思うんだけど、どうですか。噴いたらすぐやるの、準備しておいて。その辺ですね。

○渡部室長 ほかの場所から噴いたときにはどうするかというご質問でしょうか。

○須藤委員長 そういう質問ですね、佐藤委員の質問は。

○渡部室長 同じような噴出がほかの井戸でも起きるといようなことがもしあれば、それは当然対策の対象になると思います。

○須藤委員長 当然ですね。

はい、どうぞ。

○佐藤委員 何で噴いたかがわからないと、このところにこういうのが埋まっているからここから噴くんだよなということを分析しておかなかったらば手当てのしようがないのではないですか。こっちから噴いた、そっちから噴いたって。そういうのはないと。今までの経験から言って、ないと。たったそれだけだね。だから今までの経験がないところから No. 3 と No. 5 も噴いているわけだから、これは非常に非科学的な、こうであろうという考え方でないでしょうかね。それで住民に安全・安心してくださいといようなことにはならない。これは地域推薦の評価委員としたら、こんなものを受け取ってうちに帰るわけにはいきません。何でそうなのかということをきっちりここで言っていただく。でなかったから調査しますといような話にさせていただかないと、どこから出るかわからないと、うちの前も出るのではないかということになったのでは大変だと思います。もっとよくわかるように説明してください。

○須藤委員長 佐藤委員の意見はわかりましたので、ほかの委員の先生からも伺いましょう。岡田先生、どうぞ。今のこの2つの議題の報告事項は、ご質問は特によろしいですか。

○岡田委員 今、なぜNo.3とNo.5かという話になっているんですが、多分、ガス抜き井戸の径を大きくして、何か水位の変動も見たほうがいいのかなど思いながら聞いておりました。ガスは、これは出ただけを抜くようなシステムですか。それともかなり発生量以上にガスを抜くというような方式をとられるのでしょうか。

○須藤委員長 どうぞ。

○渡部室長 あくまでも自然に出てくるものを抜くという考えですが、ただ、活性炭処理槽なりを通すためにある程度抵抗がありますので、吸引ポンプで引きながら活性炭処理槽に入れてやるということで、一応動力は使います。

○岡田委員 そうしますと、1分間に1リッターとか2リッター発生しておりますよね、今の現状ですね。大体それぐらいを、発生量だけ抜くぐらいなことということですね。（「はい」の声あり）そうですか。

特に危ないのは、こっち側のガス抜き管のほうをクローズにしますと、今と同じようにどこかにガスが加圧されると、今は上に抜けていますけれども、抜けるバイパスは通しておかないといけないと思いますけれども、もう少し詳細に見ないとですが、その前にトレンチがいいかガス抜きがいいかというのは現場で確認をしてということでございますけれども、ガス抜きになりますと今以上に、今の欠点を確認して、それで設置しなければいけないんじゃないかと思っております。

○須藤委員長 ありがとうございます。

では、大宮委員、どうぞ。

○大宮委員 私のほうから、まず最初に、去年の今ころから思い返せば産廃特措法が3月で切れるということで、町としても関係者としても、あるいは議会としても非常に心配してきたところですが、最終的に3月26日に計画変更にご同意いただいたということで、その辺のことにつきましては理解を申し上げて、お礼も申し上げるところでございます。

実は昨年12月26日、この評価委員会におきまして変更計画ということで示されたわけでございます。翌27日に町への変更計画の意見を求められた文書が届いたわけございまして、藤巻先生、それから田村先生の質問ともかかわってきますけれども、その当時の説明では10年間延長を目指すということでした。改正特措法としてですね。

それから、藤巻先生のご質問にもありましたけれども、ガス抜き管につきまして、当時はトレンチ方式はなくて、ガス抜き方式1つが示されておったところでございます。それにつきまして、1月15日、地元沼辺地区の公民館で計画に当たっての住民説明会、それから翌16日、町

の環境審議会への意見を求めたもの、私どもでやりましたけれども、それから翌17日には議会の全員協議会というところで議員にも説明を私のほうからさせていただいたところでございます。それらによりまして、室長から報告ありましたように、私ども宮城県への回答というようなことで、1月28日でしたか、お上げしたところでございます、それらを計画書の報告事項①-1にあります一番最後のページになりますが、変更実施計画に対する村田町からの意見ということで、意見を付して同意させていただくというようなことで、実はモニタリング関係、処分場内のモニタリングの強化を図っていただく、あるいは住民説明会を開催していただくというようなことで、4つほど条件を付して回答したところでございます。それによりまして、最終的に3月26日、県のほうの変更計画が環境大臣から同意を得られているということでご連絡をいただきましたし、またこの5月16日でしたが、同じく地元の沼辺地区公民館で村田町4者への変更計画、同意された県の報告とあと実施計画策定に当たっての今年度と来年度の実際の工事、それからモニタリングを2年やって、そこで一つの判断時期が来る。浸出水拡散防止まで対応するのであれば、またさらにそこから5年というようなことでの説明を受けたところでございますし、あともう一つ、藤巻先生からありましたガス抜きの方法を改めてそでご説明を受けたよというような形になりました。それで私も室長のほうに質問しました。どちらになるのか、どういうふうに決めていくのかという、私らもですが、住民の方もその辺は特に練った考えがあるのではないかなというようなことでご報告といたしますか、お尋ねしたんですが、この評価委員会での委員さん方の意見を聞いたり、あるいは今後の実施設計の中で検討していくという、最初で報告ありましたように、そういう回答を得たところでございます。

今年度、来年度の実施設計をこれから作成していくわけでしょうけれども、それらについてますます町として、あるいは住民4者になりますけれども、そういう形でのご意見等を申し上げていきたいと考えていたところでございます。以上でございます。

○須藤委員長 町としてのお考え方を伺いました。

井上委員、どうぞ。

○井上委員 事業実施フローのところ質問というか、私、十分理解できていないのかもしれませんが、一応今回の追加対策をとって2年間モニタリングをやった後に処分場の廃止基準を満たせば対策終了で、満たさないで、幾つか条件があるんですが、汚染濃度上昇、場外で地下水環境値超過のおそれがあった場合は浸出水拡散防止対策に入ることなんです、この間にグレーな部分というのが出てくるのではないのかなと。要するに基準は超えているんだ

けれども、それほど濃度上昇の傾向は見られないという状況が十分生まれるのでないかと思えるんですけれども、そういった場合にはどういったフローになっていくんでしょうか。この2つだけではないような気がするんですが、その辺いかがでしょうか。

○須藤委員長 どうぞ、それは室長のほうから。

○渡部室長 実施計画書の中に、第2段階の浸出水拡散防止対策を実施する場合について文章で記述しているところがございます、それを要約したものが、場外の汚染濃度が上昇する、また場外の地下水が環境基準を超過するおそれが顕著になったときということでここに2つのことが書いてございます。一方で、処分場が廃止基準に達したような状態になった場合は対策をしないで終了ということで、委員がおっしゃるとおり、どちらともつかないような状態というものが、今現在もそうですけれども、こういう状態が実際にはあります。

今後の実施スケジュールの中で、国とのやりとりの中で決めた内容としましては、遅くとも28年度までに実施の判断をして、実施する場合は対策に3カ年、それからその後の効果確認等のモニタリングに2年ということで、5年間対策を講じるということで、5年間、第2段階をやるためにはかかるということになります。法律の延長が34年度まででございますので、5年間かかる第2段階対策を講じる場合には、遅くとも真ん中辺の29年度あたりには着工しないと期間内に終了しないということもございます。そういったこともありまして、それからモニタリングの継続は2年まで支援ですよということもございましたので、28年度で一つの区切りをつけるという形になりました。この時点でどう判断するかということは今後、評価委員会のご意見を踏まえ、モニタリングの見直しも行いながら決めていくということになりますけれども、いずれどっちつかずの状態であったとしても、ここで一定の判断をすることになります。対策を実施するかしないのかということになりますので、このところは確かにグレーではありますが、今後のモニタリング、その評価、それらを評価委員の皆様のご意見をいただきながら県としてのそのときに判断をしたいというふうに考えております。

○須藤委員長 ということは、最初のグレーのところ、今特に重要ですよ。この委員会でどう判断するかというのは大事ですね。それでよろしいですか。

○渡部室長 はい。

○須藤委員長 先生、それでよろしい？

○井上委員 国としては、この2年間モニタリングをやって、それ以上は何もしないという見解ということで理解してよろしいんでしょうか。

○須藤委員長 国としてはね。

○渡部室長 国の基本的な考え方は、支障除去の必要性、科学的データをもとにして支障除去を実施する必要性が認められるのであれば、それを国は支援しますという考え方でして、逆に科学的な根拠がない漠然とした不安等に対しては必ずしも国が支援する必要性というものは認められないということになります。やっぱり国としてはそういうデータを示されれば当然それは認めますと。ただ、そういうデータがない以上はすぐに実施するというにはならないということで、国の考えはあくまでも科学的なデータで対策の必要性を示せということです。この右側にある汚染濃度が上昇し、かつ場外の地下水環境値基準超過のおそれがあると、このデータを……

○須藤委員長 見せればいいんでしょう。

○渡部室長 示せば対策を支援しますという考え方です。

○井上委員 例えばそれを28年、モニタリングが2年では足りないので県の予算でやると。29年以降、国のほうできちっとした根拠があればそれは可能であるという理解でよろしいでしょうか。

○須藤委員長 よろしいですね、それはね。

○渡部室長 一回切れた後ですか。

○須藤委員長 いやいやいや、2年のモニタリング終わった後。そうだよ、ここでやればいいんだから。

○渡部室長 遅くとも29年度から着工するならいいよということでございます。第2段階の対策ですね。

○井上委員 わかりました。

○須藤委員長 細見先生、この辺はあなたよくご存じなので、最初の説明を聞いていなくてもそれを見ておわかりでしょうから、何かご意見があれば、盛土とそれから今の噴出の問題ですね。ご意見がいろいろ出たわけですが、何か先生としてサジェスチョンしていただけることはありますか。

○細見委員 ちょっと遅れて参りました。

佐藤委員がおっしゃったNo.3とNo.5だけでいいのかということに関しては、No.3とNo.5に対しては当然対応するということですが、そのほかのところに対してどう考えるのかだと思いますけれども、対策の実際の仕方がガス抜き管というのを縦方向、鉛直方向に入れる場合と横方向に入れる場合で当然効果の仕方が違うわけですね。どちらがいいのかどうかというのはこれから検討されると。そのときに使われる幾つかの調査方法があつて、私も全ての調査に

習熟しているわけではありませんけれども、少なくとも高密度の電探というのは以前もやっていなかったかと。今、参考資料を見ていると、どこかに電探の絵があったような。今、各委員の前に開かれている参考資料と書いてあってデータ編という5ページには、高密度電気探査をやっておって幾つかパターンが出ていて、これはちょっと小さいというか、全部のやつを1枚にまとめてあるので、もう少しこれの細かな解析をしていただいて、今佐藤さん言われたような問題点というか、今回No.3とかNo.5で起こっているようなところとそのほかのところの差異とか、比抵抗値がどうなったらどうだというようなところ、今までのデータをもう一度よく見直していただくという作業はぜひやっていただいて、No.3とNo.5に近いような条件があるようなところがもし拾われるのであれば、これは候補の可能性として置いておいて、置いておくというか考えるというのも必要かなと。全く今までのデータではよくわからなくて、3と5だけが確かに今までの結果としてもう出ているのだから、それはもちろん問題ないんですけども、そのほかのことに関して、例えば地温で見ると、そういうのが発生しようと思うとやはり温度は表層よりも当然高くなっていくはずですので、地温の点からも少し可能性のある、ポテンシャルのあるところ、大体どういうところなのかというのはやはり解析しておかなければいけないかなと。その上で、もちろん予算との関係もありますので、どこまで何をどうしたらいいのかというのは考えていただくということに、我々もそれに加わると。それはどうしてかという、今、井上先生の質問でも2年間後のモニタリングは県独自でやるということですよ。考えておられるのは。

○渡部室長 28年度までは国の支援が得られますので、29年度以降は県独自。

○細見委員 例えば、だから県独自でやれるところが少しあるならば、そういう可能性のあるところに関して国が仮に認めなかったとしても、No.3、No.5以外にこれは起こり得る可能性が非常に高いと、こう皆さんが合意すれば、そこは少し県独自の予算でも、いろいろなレベルの調査はあると思いますけれども、地元の方の安心という意味では、新たにNo.3、No.5以外のところで噴出するというのは非常にまだ住まわれている方からすると不安な要素だと思いますので、できるだけその可能性のあるところは一応、我々が今できることは検討しておいて、その可能性が高いところに関しては県独自でも少し検討してみてもどうかというのが私の考えです。以上です。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。

ということで、ポテンシャルを細見先生はもう少し、ほかの場所についてもその高さ、低さを、一応過去のデータはいっぱいあるわけですから、それから見たらいかがですかというご意

見で、もっともなんですね。それは取り入れていただきたいと思います。

さて、一通りご意見を伺ったんですが、それでは佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 忘れてしまっただけではないということが頭にありましたので、お話しします。こんなことがあつてはならないんですね、普通。あつてはならないって、安定産廃場だから、こんなことはあつてはならない、あるべきでないということを頭に入れておいてガス噴出事象に当たっていただきたいと。こんなことがあつてはならないわけですよ。それで、別のところからも出たよなというのは、これは完全に失敗ですよ、何と言おうと。ということなので、そのところはしっかり頭に入れていただきたいと。

それから、2年後にどうのこうのと、対策して2年後までモニタリングするよということなんだけれども、これは我々からしたら2年までモニタリングして、そこでまた失敗したというような結論を出していただくと、もう一回やり直さなければならないということで、時間を切ってもらってやっていただく。有効な対策をしていただくには2年というのは、これは地元とすれば評価すべきなのではないかというふうに思ったところもあります。有効なことをやっていただくと。

それから、No.3とNo.5って不思議な名前の孔なんですが、それは実は我々県を相手に裁判をやっています、それを取り下げて、代わりに知事と直接交渉して7本ボーリングをしてもらったうちの2本ということですね。だからNo.1からNo.7までは、我々が深度から場所から口径からみんな注文つけて掘ってもらった孔です。それが2本ともガスを噴いていると。ほかにあまた、後で開けた孔は無事だったということなので、私たちはポイントを当てたんだよなというふうに思っておりまして、そのところがそういうふうに噴くと、何でなのと、ほかの孔は掘り方が悪かっただけなのでないのというふうな恐れをいつも抱いているわけですね。ということで、その辺に関してもきちんとわかるようなお話をさせていただかなければならないというふうに思っています。

そんなところで、ガス噴出に関してはここからしか出ないというきちんとした科学的なデータを示して我々を納得させてくださいというふうに思っているところです。それはもう、これだけをお願いしますというような、ガス噴出はですね、それでいいと思っただけのところですね。そんなことはあつてはならないんですよ、本当は。だからそんなのに拘泥して、いつまでも出るんだよな、出るんだよなというようなのを見ていたくはないということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。

一通りご意見を伺いましたし、いろいろご注意もいただきました。これから支障除去工事を進めていく中でただいまの意見をどうぞ生かしていただきたいし、今、先生方がいろいろおっしゃった中にはこの委員会を、もう少しきちっと報告していただいて活用していくという判断もやっていただかないといけないのかなと思ったところでもありますので、その辺、十分主張をよく考慮してこれからの計画を進めていただきたいと思います。

(2) 諮問事項

①生活環境影響調査報告書（案）について

②工事後のモニタリング計画の見直しについて

○須藤委員長 それでは、報告事項はこの辺にいたしまして、諮問事項に入りたいと思います。

生活環境影響調査報告書（案）についてです。どうぞお願いします。これも渡部室長かな。

○渡部室長 それでは、諮問事項の2件につきまして順を追ってご説明をいたします。

初めに諮問事項①、生活環境影響調査報告書（案）でございます。

この分厚い①-1が報告書（案）の本書でございますが、説明はA3横の諮問事項①-2、この概要版を使ってご説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。

今回、ご審議いただく調査の概要であります。調査期間は昨年10月から今年の3月までの半年間。調査内容は、右側の表のとおりであります。また、2ページにはモニタリング計画の詳細を掲載しております。全体の結果及び評価の前に、各調査ごとの結果を順を追ってご説明いたします。

3ページをごらんください。

大気環境調査であります。右下の図に示した処分場の中と対象地点である村田町役場の2地点で2回調査を実施しました。その結果、環境基準が設定されている4物質、指針値が定められている6物質、その他の22物質の濃度は、全ての項目で処分場内と対象地点で同程度でありまして、処分場の発生ガスによる影響はほとんどないものと判断されます。

なお、環境基準あるいは指針値が設定されている項目は、当該基準を満たした結果でありました。

次に、5ページをごらんください。

硫化水素連続調査であります。処分場の敷地境界2地点、それから村田第二中学校、この3地点で連続的に硫化水素濃度を測定しております。この期間におきましても敷地境界での硫

化水素の目標値0.02ppmを超過することは一度もございませんでした。

6 ページは放流水と河川水の水質調査結果で、2回の調査結果を載せております。処分場の放流水の水質は、廃棄物処理法で定める放流水基準に全て適合しておりました。また、放流先である荒川の水質でございますが、放流水の合流地点の上流側と下流側で同程度の水質でありまして、放流水が河川の水質に及ぼす影響はほとんどないレベルだと思われま

7 ページをごらんください。

浸透水と周辺地下水の水質調査結果であります。調査地点は、処分場内の浸透水の観測井戸が9地点、それから上流側・下流側の周辺地下水の観測井戸がそれぞれ2地点の4地点で調査を行いました。

まず、場内の浸透水の結果でございますが、書いてありますように砒素、1,4-ジオキサン、BOD、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類、これらの項目が幾つかの地点で廃棄物処理法の基準や地下水環境基準を超過して検出されております。これら基準を超過している項目の経年変化を見ますと、最近は横ばい、若干の低下傾向というふうな状況になっております。

また、処分場周辺の地下水ですが、上流側・下流側の井戸について環境基準に適合しておりまして、濃度の上昇等の傾向は認められませんでした。ただ、上流側の井戸で時々砒素が基準を超えて測定されるH17-19という井戸がございます。今回も地下水環境基準を超過して検出されておりますけれども、こちらは土壌の粒子由来のものと考えております。

それから、9ページについては毎月行っている発生ガス等調査でございます。処分場の状況を確認するために、処分場内11地点の井戸なりガス抜き設備で発生ガス及び浸透水の簡易な調査を実施しているものでございます。

9ページから11ページに経年のグラフを掲げていますが、毎月測定をしているということでデータ数が非常に多くなって見にくい状況となってきましたために、今回の報告書から毎年、年度ごとの12回のデータから年平均値を求めまして、年平均値でプロットしたグラフをそれぞれの右側に並べて掲載することとしております。

9ページは硫化水素の濃度でございますが、一番高いH16-11という井戸で最大250ppmを測定しておりますが、その他の地点は100ppm以下のレベルであります。13年度の測定開始当初に比較すると全体的に低下する傾向にありますが、最近は低いところで横ばいの状況となっております。メタンの濃度は、H16-5、H16-10というところで最大で88%を示しました。他の地点と比較するとこの2地点が特に高い濃度となっております。

また、発生ガス量ですが、H16-5、ここが一番発生量が多いんですが、11月に1分当たり1.6

リットルという量を測定しました。その他の地点は1分当たり1リットル以下でございます。

なお、噴出するNo.3とNo.5の井戸でございますが、この半年間ではNo.3で1回、No.5で2回、噴出が発生しております。

(2)の浸透水であります。硫酸イオンの濃度や塩化物イオン濃度、これらについてはかなり変動がありますけれども、経年変化を年平均値のグラフで見ますとおおむね横ばいの状況になっております。

(3)と(4)は下流地下水と放流水位であります。四半期ごとに行っている精密な調査にあわせて、毎月、発生ガス等調査とあわせて簡易な項目について平成23年度から測定しております。これについても今後さらにデータを蓄積していきたいと思っております。

なお、11ページのグラフのうち右端の真ん中に硫酸イオン(下流地下水・放流水)というグラフがありますが、これはグラフの中には塩化物イオンというふうに表示されております。正しくは塩化物イオンのグラフでございますので、グラフの下にあるタイトルを「塩化物イオン」に訂正をお願いします。

それから、12ページは観測井戸14地点の1メートルごとの地中温度を測定した結果でございます。このうち主な3地点についての温度のグラフを載せております。最も温度が高かった地点はH16-13で、11月は一番高い深さのところ29.6度、2月は29.5度ありました。埋立区域外のLoc.1Aの温度と比較しますと15度近く高い温度となっております。次いで高い地点がH16-3でありました。経年変化を見ますと、わずかではございますが年々Loc.1Aとの温度差が少しずつ小さくなっているような傾向が見られます。

13ページは地下水位の調査結果でございます。観測井戸に自動的に記録する水位計を設置しております。1時間ごとに水位データをとってございます。一昨年3月の地震で地盤沈下が生じたために地震以降の水位は地震後に測量した地盤標高をもとに補正して表示をして、この14ページ以降のグラフを作っております。14ページのグラフは、同じようなグラフが全部で3枚ありますが、14ページは埋立区域外の地下水5地点の水位変動、15ページと16ページのグラフは埋立区域内の浸透水9地点の水位変動を示したグラフになります。

13ページに戻っていただきまして、真ん中の表は、各観測井戸の半年間の最高水位と最低水位、その変動幅を表にしたものであります。処分場の上流側が高く、下流側の水位が低いという状況に変化はありません。

また、右上の表は、地震の影響による地下水位の変化状況を年間の最低水位で比較した表であります。観測井戸ごとの水位につきまして、平成20年度から平成22年度の3カ年の最低水

位、それから地震後の平成23年度1年間の最低水位、平成24年度1年間の最低水位、これを比較して、その地震前との差を水位変動量とした表でございます。

表の右端の平成24年度の変動量で赤い色で記している場所については、これは平成23年度に引き続きまた平成24年度もさらに最低水位が低下した地点を表しております。特に下流側の地下水位のLoc. 1AとLoc. 1Bは平成23年度には水位低下がほとんど見られませんでした。平成24年度になってから、上半期からでございますが90センチほど低下してございます。今後も水位の動きを注視していく必要があると考えております。

17ページは、多機能性覆土調査及び地表ガス調査結果であります。グラウンドエアシステムの方法を用いまして、多機能性覆土を講じた地点とそれ以外の対象地点などについて硫化水素の濃度を調査しました。全ての調査地点で定量下限値、検知管方式でやっておりますので、定量下限値の0.2ppm未満という結果でございました。

18ページがバイオモニタリングであります。放流先河川の荒川の放流地点の上流側・下流側で2回、AOD値を求めました。今回、上流側の調査結果が下流側より高いという数値になりましたが、下流側でも安全とされる400%以上の値となっており、荒川の生態系に影響を及ぼさないレベルの放流水の影響だというふうに考えられると思います。

なお、19ページ以降につきましては、これまでこの影響調査報告書とは別にしまして、最終処分場の廃止基準項目とその経年変化という資料で別途報告しておりましたけれども、今回から生活環境影響調査報告書の一部として扱うことにして、一まとめの資料としたものでございます。

安定型最終処分場の廃止基準に対する現在の状況、それから主な項目に関する調査地点の経年の変化、それを矢印で横ばいなのか上昇傾向か低下傾向か、そういったことが見やすい形で整理しております。

経年変化の状況はこれまでと変わっておりませんので説明は省略いたしますけれども、全体的に見ますと発生ガス、地中温度、浸透水の水質などは横ばい、周辺地下水の水質は、地下水環境基準を満たした状況で特に上昇の傾向もございません。しかし処分場の内部では硫化水素の発生ではH16-11、地中温度ではH16-13、浸透水の水質ではH16-5とH16-13、これらの井戸が特に推移を注視していく必要があると考えております。

委員の皆様のご意見をいただきまして、より内容の充実した資料となるように取り組んでいきたいと考えております。

それでは、資料の1ページに戻っていただきたいと思います。

1 ページの下のほう、2 のところには環境モニタリングの結果及び評価ということで、全体的な総括を記してございます。ここが調査結果の評価の案でございますが、読ませていただきますと、本期間中の環境モニタリングの結果では、敷地境界での硫化水素濃度、地下水及び放流水の水質は、法令の規制基準を満たしており、また処分場の発生ガス、浸透水等による大気汚染、水質汚染は認められず、周辺生活環境への顕著な影響はないと判断されるというふうにしております。また、付記事項としましては、処分場内の観測井戸での調査の結果、依然として周辺の地中温度よりも温度が20度C近く高い地点があること。砒素、1,4-ジオキサン、BODなどが廃棄物処理法の基準や地下水環境基準を超えていること。また、観測井戸でガスと浸透水が噴出する事象が発生するなど、処分場の内部は安定した状況には至っておりません。また、一昨年3月の地震の影響で地盤沈下や地下水の変動が生じております。このようなことから、ガスの噴出防止及び不等沈下した覆土の補修を行うとともに、引き続きモニタリングを実施して処分場の状況及び生活環境への影響を把握し、周辺地域の生活環境に支障が生ずるおそれが認められた場合には必要な支障除去対策を講じるなど処分場の状況に応じた的確な対応を図る必要があります。

また、モニタリングのデータが蓄積されてきたことから、処分場の将来見通しが立つようなデータ解析の検討などもあわせて行う時期に来ているといたしました。

諮問事項の1の説明は以上です。

○須藤委員長 どうもご説明ありがとうございました。最終的にはこれは諮問をいただいたことに対して答申をしなくてはいけないんですね。それでよろしいですね。ですので、諮問事項ということになりますので、こういう報告でございましたと、こういうことでもございましたということの特に最後の結果及び評価のところは文書としても重要な問題で、これを知事に答申をすると、こういうことになろうと思います。

それでは、ご意見を伺います。どうぞ、田村先生。

○田村委員 単純なことに質問が。14ページと16ページに水位の変化のグラフが出ているんですが、両方とも日付が入っていますけれども、14も16も両方ですが、そのグラフの一番右端に2本、H24と書いてあるのが2つありますが、3月、これは単純に25年の間違いですね。

○須藤委員長 いいですか。単純な間違いですね。

○渡部室長 失礼しました。これは25の間違いでした。

○田村委員 それから、それで見ますと16ページの浸透水の水位のほうで、これはH16-3になるのでしょうか。24年の4月から、それから25年の2月の下旬あたりまで、その部分だけレベル

が高くなっております、H16-3についてだけです。これはその期間だけ高くてもたもとのレベルというか、それより低いところに戻るといふ。これは何か測定上の問題があるのでしょうか。このところだけちょっと不自然なといふまいしょうか、違う動きをしているので、もし何か原因が特定できていないとすると何か考えなければいけないのかなと思つてるところです。

○須藤委員長 どうぞ。

○渡部室長 特に測定上のトラブルがあつたということを確認したことはありませんので、把握している限りでは。ただ、確かに、H16-3ですのでピンク色の線だと思つていますが、24年、去年の4月から8月ころまではほかの井戸と同じような上がり下がりをしてはいますが、11月ころから、ほかのところはこういう動きをしていないのに、ぴよんと上がつてぴよんと下がつていふ。

○田村委員 それでまた、年を越すとぽんと下がる。

○渡部室長 このタイミングでうちのほうで何か作業をして変なことが起きなかつたかどうかということを確認します。

○須藤委員長 工事上で何かあつたかと。

○田村委員 何かあればということ。

○須藤委員長 ありがとうございます。それでよろしいですか。

○田村委員 とりあえず。

それからもう一つ、ただやはり下流側、Loc. 1A、Loc. 1Bとか、とにかく継続的にずっと下がり続けているところがありまして、これはやはり何か考えなければいけないのではないかと思つてるところです。それだけです。

○須藤委員長 ほかの委員の先生はどうでしょうか。藤巻先生、どうぞ。

○藤巻委員 いろいろな観測データはこれで問題ないと思ふんですが、1つ質問があります。それは、まず19枚目の左側に硫化水素連続調査というのがあつて、これは基本的に大したことはないよということが書いてあつて、その下のほうに行きますと発生ガス、月1回というので、メタンが時々出ているよと書いてあつて、さらに28ページ目、29ページ目を見ると、硫化水素は非常に減つてきている。一方、これも噴出している場所でそのまま測つているからだと思ふんですが、メタンの濃度が結構高いところがあります。メタンの高いところがあつて、これは多分臭つたりいろいろとあると思ふんですが、一緒に出てくるのはアンモニアとかいろいろありますからね。そう思つて、これはメタンが出てくるのが危険なのかなと思つていたんですけ

れども、私、メタンの大気濃度の限度というのはちょっと自分の専門とかけ離れているので余りよく知らないんですけれども、いずれにしても硫化水素はもはやほとんど検出されない。これに対して噴出防止工事で、硫化水素を活性炭で吸着処理して大気放散すると書いてありますが、メタンはよろしいのでしょうか。または、どんな濃度のメタンでも大気中に放散して構わないというふうな基準があるのでしょうか。その点をちょっと教えてください。

○須藤委員長 どうぞ。

○渡部室長 メタンは、硫化水素等に比べて人体への有害性がずっと小さいということで……

○藤巻委員 小さいですね、ほとんど無視。

○渡部室長 ええ。そういった健康面での影響については廃棄物処理法等では全く関係ないとしております。ただ、やはり可燃性ガスでございまして、火災等の危険が伴いますので、こういう火災等の危険の防止のためにきちっと、ある程度爆発範囲のような濃度で滞留したりとかしないように、薄いので大気に拡散するとか、そういった火災防止の観点からの維持管理の基準といいますか、考え方というものはあります。

○藤巻委員 それで、この活性炭吸着の設備は、メタンに対して何かできるのでしょうか。私はやるなど言っているわけではないんです。やるのは住民の方々の安全を考えて、ほんのちょっとの硫化水素も逃がさないぞというのはいいんですけれども、硫化水素はここで取るけれども、結局メタンは放散してしまうことだというふうに理解してよろしいんですか。

○渡部室長 はい。

○藤巻委員 わかりました。

○須藤委員長 ほかの先生、いかがですか。細見先生、どうぞ。

○細見委員 恐らくメタンも活性炭は吸着できるはずだと、今ちょっと調べているんですが、今までの私の知識ではそうだと思います。

それから、メタンに関しては爆発限界が数%から14%ぐらいに設定されていますので、そういう意味で、仮に40%のやつが、もちろん量、拡散では多分問題ない範囲になるだろうと思います。量がぼこぼこ出ているのであれば物すごく問題だと思いますけれども。

それから、確認なんですけれども、1,4-ジオキサンというのが、濃度も一応環境基準、基準というか、処分場内に関してはオーバーしているところがあるということなので、1,4-ジオキサンの排水基準もいろいろ議論した上に、これはほとんど普通では分解しないもので、水とほぼ同じ動きをしますので、これは最も適切なある意味の指標というかトレーサーになっていると思います。これをよくよく見ると、恐らく一番、例えば資料の7ページの1,4-ジオキサンの

ところを見ると、特に処分場内は全て検出されていますので、何らかの汚染源というか、処分場内には1,4-ジオキサンと関連した物質が多分あると。問題は、それが外に出ているかどうかというところで、確認なんですけれども、恐らくこの下を這っているゼロのあたりの、緑の四角のように見えるんですね。ブルーなんですかね、よくわからないんですが、これは下流側の地下水、Loc. 1A、Loc. 1Bというのは全てゼロと考えていいか。イエスかノーかだけ。

○渡部室長 埋立区域外の下流側の地下水は定量下限値未満でございます。

○須藤委員長 ゼロなんだね。

○細見委員 ゼロですね。これは非常にというか、少なくとも浸出水というか、処分場内の水が漏れていると必ず出てくる値だと思いますので、逆に言うと、1,4-ジオキサンだけで見る限りでは影響はほとんどないと言ってもいいかなと思います。

それともう1点、確認で、私が今までミスっていたのかわからないんですが、浸透水だとか処分場の水、あるいは放流水というのに、なぜ硝酸性窒素というか、亜硝酸、硝酸性窒素とかそういう項目がなかったのか。測っていなかった。測らなかった理由は何だったかなと思ったんです。

○須藤委員長 いっぱい出る物質ですよ。

○細見委員 通常、地下水の基準でもありますので、それがここで測っていないですよ。どうしてそうなったのか確認させてください。

○渡部室長 結論から申しますと、浸透水と地下水の硝酸性窒素、亜硝酸性窒素は、実際には測ってまして、こっちの分厚い報告書のほうにはその結果が書いてあります。ただ、概要版の2ページに工事後のモニタリング計画ということで、調査名、調査項目、調査地点、頻度とか書いてありますが、モニタリング計画を作るときにこの硝酸性窒素、亜硝酸性窒素を地下水の項目のところに入れなくて作ってしまって、計画書上、載っていないんですが、実際にはそれも測っております。

○須藤委員長 それを入れてもらったらいいですね。

○渡部室長 こっちの報告書の53ページと77ページに浸透水なり地下水の結果が入っています。

○細見委員 それで、私がちょっとミスったかなと申し上げたのは、工事後のモニタリング計画する際に見落としていたのか、議論をして、これはなくてもいいと言ったのか、どっちだったかなと。

○渡部室長 そこは今わかりませんので調べてみます。

○細見委員 ちょっと確認してもらって。少なくとも地下水の基準の中で硝酸性・亜硝酸性窒素

というのは非常に大事な項目でもありますので、それがこのモニタリング計画で、ないというのに今気づくというのが私自身も問題だと思いますが、反省の意味も込めて、実際にデータをちゃんととられているということなので、この辺の記述の仕方というのは、今年度は仕方ないにしても、でもこれが最終……

○須藤委員長 基本ですよ、それが。

○渡部室長 それが最終的な全部が入った報告書がこちらです。

○細見委員 やっぱり書くべきかなと。

○須藤委員長 私もそう思います。硝酸性・亜硝酸性窒素というのは一番、地下水の未達成率というか、超過率が高い物質なんですよ。4～5%あったかな。

○渡部室長 過去の議論なり検討の状況も戻って確認させていただきます。

○須藤委員長 データがとってあるからいいんですね。

ありがとうございました。それだけでいい？先生。

○細見委員 はい。それから活性炭はちゃんとメタンをちゃんと吸着する能力を持っています。

○須藤委員長 1,4-ジオキサンもね。

○細見委員 1,4-ジオキサンは、活性炭はほぼ無理です。

○須藤委員長 無理だね。処理できないんだよね。

○細見委員 非常に難しい。

○須藤委員長 それから、ずっとあんなにたくさんあるのは、あのままずっといますよ、多分、1,4-ジオキサンというのは分解せずに。

はい、どうぞ。

○佐藤委員 今の1,4-ジオキサンのお話で、細見先生からLoc. 1A、Loc. 1Bから検出されていないから場外まで行っていないよというお話があったと思うんですけども、細見先生は場外まで行っていないということはおっしゃらなかったんですけども、事務局の返事ではそのようだったと。ところがLoc. 1A、Loc. 1Bが場外であると、下流域であるということ、そうだよなというふうな皆さんのお話があったわけではないですね。幸い、環境省のほうから下流域のモニタリング、きっちりやりなさいと、2カ所ぐらい増やせということなので、Loc. 1A、Loc. 1Bが本当に下流域なのか、そこのところを見て、場外汚染はないのかというふうなことが言えるかどうかというのは非常に大きな問題なんだろうなというふうに思っています。そこのところはきちっと場外のモニタリング計画のときに入れていただいて、ここではなくてこっちを掘ってみようというようなお話をさせていただくのが一番いいだろうと。今日の目玉は、場外のモニタ

リングをどこにするかということが話し合われるのが本当なんだろうなというふうにして出てきましたので、特にそのことを申し上げます。

それから、グラフを見ると、グラフがデコボコだ、デコボコだというふうになっていますね。一様ではないと。本当は一様であるべきだというふうに思っているわけですね。デコボコしているのは何かあるんだよ、持っているものがそういうふうなものを溶出する性質があるんでないのということで捉えなければならないだろうと。だから一様でないのは地下水環境基準にあらうとなかろうと、これは問題にして、ここはこういうのが埋まっているからこうなんだよねというようなご説明をいただかないと、これはやっぱり安全・安心につながらないだろうというふうに思っています。ということでございました。

それから、ついでに申し上げますと、14ページを見ていただいて、廃棄物埋立区域外の地下水の水位、それでさっき申し上げたLoc. 1Bの線が地震以降ちょっと上がりまして、どんどん下がる一方である。2メートルくらい下がったんでしょうか、このグラフで見ると。1.5メートルかな、2メートルか。それでまだ下がっているということなんですね。私はこれを見て、どこかに孔があいて場外に流出しているんだよ、という言い方をしてしまして、それを否定するようなデータはどこにもないということでございます。この辺も見ながら、場外流出の場外汚染のモニタリングを新設するときにもここも考慮していただければというふうに思っています。それで、何回も聞かされているお話では、場外汚染の場外流出のおそれがある場合は手当てをなさいと。これはおそれということなんでないでしょう、このくらい下がれば。ではないでしょうか。その辺、評価委員の先生たちのご意見をいただければと思っています。毎日見ますので、こんなに下がっていいのかということですね。これが下流域なのかということも今申し上げます。その辺を含めた環境省から注文つけられた新しいモニタリングに組み入れていくべきなんだろうと思っていまして、そここのところを須藤委員長にぜひ話題にさせていただいて、我々の安心・安全を図っていただきたいと思えます。

○須藤委員長 はい、わかりました。

どうでしょうか、井上先生、今の話題については。

○井上委員 佐藤委員おっしゃられるように、やはり私も下流側は環境省も指摘のとおりもう少しモニタリングはするべきだと思いますし、多分地下水の流速が、以前のデータですと1日数センチくらいですよ。だから年間でも10メートルは動かないと思いますので、さっきのモニタリング期間との絡みもあって、やはり2年でどこまで全容がつかめるかというのは、特に場外から外に出ても10メートル動くのに1年とか2年かかるようですと、まだ下流まで行ってい

ないだけというおそれは十分あるので、やはりもう少しそこはきっちり見たほうがいいので、今どこという議論はもう少しデータとかを照らし合わせないと措置ができないと思うんですが、やはりそこは詰めていったほうがいいと思います。

○須藤委員長 ありがとうございます。

田村先生、いかがでしょうか。今の問題。

○田村委員 地下水の実際の動きを測るのは大変厄介、実に厄介で、いろいろな推定方法があって、一番直接的なのは水位の差から計算で出すということと、それからなかなかうまくいかないんですが、割と口径の大きな孔内で浮遊物の動きなりから測定する。その両方、かなり前に私どもがやったときのデータで大体の速さを見積もっているところです。これは場内の最下流部、ごみは入っていないところの地点の水位がこのくらい下がるということがそれにどう影響するか、中から外へのはですね、ということは一応試算はしてみてもよろしいんじゃないかという、流出速度ですね、地下水の流動速度にどのくらいの影響があるか。距離をこの差で割るわけですから、余り大きな数字にはならないと思っているんですけども、一応安心のためにいいでしょうか、計算してみる必要があるのではないかという気はいたします。

○須藤委員長 そうですね。

はい、どうぞ。

○佐藤委員 「計算してみる必要があるんじゃないだろうか」というのはここで言っていることなので、現場にいる人間たちはそうは思えないですね。「これはぜひやってください」というふうな言い方にしかならないということで、机上でそういうことをおっしゃるといのは、この際、影響が余りにも大きいのでやめていただきたいと思います。

それから、先生が言われた、前に調査したのは17年です。それからもう10年もたっているわけですね。その間に大激震があったということなので、しなければならないというふうにしていただかないと本当ではないだろうと思います。

追い追いまた思い出したらお話をいたします。

○須藤委員長 岡田先生、いいですか。今の問題ではなくてもいいですよ。

○岡田委員 別の件ですが、1ページの評価のところの6行目ですけども、「しかし、処分場の観測井戸での」、ここは希望ですけども、「観測井戸の浸透水は」でしょう。浸透水と地下水は別々に分けていますから、ここは「浸透水の調査結果では」ということではないでしょうか。

それから、3行下りて、「発生ガスで浸透水が噴出」したのではなくて、観測井戸で浸透水

が噴出したんですね、これは。と思いますが、そのところを検討してください。「発生ガスで浸透水」ではなくて、観測井戸で浸透水が噴出だと思います。

○須藤委員長 そうね。

○渡部室長 ここはガスが噴出するに合わせて浸透水も一緒に噴出しているという意味でこういう表現にしてみましたけれども、わかりやすい形に改めてみたいと思います。

○須藤委員長 わかりやすくしたほうがいいですね。

よろしいでしょうか。ほかにご意見なければ。

いろいろ今後のモニタリングについてのご希望も出ているので、これについては次の②でやったほうがいいですね。ここのところまでというのは、この3月までのさっきの調査結果についての評価でございますので、新たな問題は次の項目に移りたいと思いますので、特に文章は、今、岡田先生の指摘もあったんですが、大体前回と類似なんです、周辺の生活環境へは顕著な影響はないと判断できるけれども、処分場内ではかくかくしかじかのようなことが幾つか起こっている、今後十分この辺を見通して、最終的には処分場の将来見通しも出るようなデータ解析をしていかなければいけないということをコメントにつけて答申にさせていただきたいと思います。いいですか。どうぞ。

○佐藤委員 もう少し具体的に、最後の「モニタリングデータが蓄積されてきたことから」って、蓄積されてきたんですね、重要なデータから唾棄すべきデータまでいろいろあるわけですが、それらを多変量解析という手法を用いて全体の像を明らかにしていくことができるようになってきたということだと思あるので、「解析に着手しなければならない」くらいのことでは言っていないかと、このままいつまでも同じですよ、これは。「モニタリングデータが蓄積されてきたことから」というのは1月にやったのと全く、12月にやったのと結びは同じです。なので、着手しなければならないというか、着手するべきだというか、もう少し強い言い方でやっていただくのが……

○須藤委員長 将来の見通しをあれですね。

○佐藤委員 最後の行ですね。「モニタリングデータが蓄積されてきたことから」。

○須藤委員長 「処分場の将来見通しを」。

○佐藤委員 「立つようなデータの活用を」。

○須藤委員長 「図らなければならない」と。

○佐藤委員 そうですね。

○須藤委員長 いいですね。

○佐藤委員 はい。そのぐらいにしていれば。

○須藤委員長 ではそうしましょう。そういうふうにします。そうしましょう。「検討」ではね、日本人は検討が好きなんだけれども。

○佐藤委員 役所の検討はだめですね。

○須藤委員長 だから、「しなければならない」でいいでしょう。そこだけは。上のほうはこれでいきましょうよ。

○佐藤委員 顔を立ててですか。

○須藤委員長 顔なんか立てなくていいですよ。やっぱり諮問ですから、答申しなければいけないので、この最後の文章のところはお任せください。事務局と部長とよく相談してここは決めます。

ということで、これで答申案とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、さっきからいろいろご要望が出ているので、次の最後のモニタリング計画の見直しについてということで、渡部室長、もう一回さらに整理してください。

○渡部室長 それでは、諮問事項の2つ目、工事後のモニタリング計画の見直しについて、諮問事項②という資料を使ってご説明をいたします。

工事後のモニタリング計画は、雨水浸透防止対策実施後のモニタリング内容を取りまとめたものでございまして、この評価委員会でご審議いただき、答申を得ながらやってきております。一番最初は平成20年1月に一度策定をしましたが、バイオモニタリング等の関係ですぐにその部分を改正して、実際上は2回目（正しくは1回目）の改正内容を使って平成21年度からモニタリングを開始しているところでございます。その後、2回ほどの改正を行っておりますので、全部で3回ほどこれまで改正をしております。

資料の2枚目をめくっていただきまして、表1には現在のモニタリング計画の調査目的、調査名、調査項目、調査地点数、調査頻度、これを整理してございまして、3枚目の資料には、それぞれの調査ごとの調査地点、これを表裏に地図で示しております。この内容が現在のモニタリング計画の内容になっております。これで今、諮問事項の1でご説明したとおり、この計画に基づく調査結果を半年ごとに生活環境影響調査報告書として取りまとめているところであります。

資料の最後の4枚目の表2でございしますが、こちらは当初策定した計画、平成21年度から運用している計画の内容とその後の見直しの推移を整理した表でございまして。平成21年度当初の計画の欄には、平成21年度のモニタリングを開始した時点の内容を整理してあります。各調査

ごとに計画策定以前に実施していたモニタリング内容と比較した形で調査項目、調査地点、調査頻度を表しております。その後、平成22年度と平成23年度に見直しを行っておりますが、平成22年度の見直しの際は公共用水域や地下水の環境基準の改正に伴いまして、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマーを項目に追加したところです。また、平成23年度の見直しでは、過去2年間のモニタリングで毎回定量下限値を下回っている測定項目については、調査頻度を年4回から1回に減らしました。また、下流地下水状況調査、放流水状況調査、地表ガス調査のような調査を新たに追加するなどの見直しを行っております。

資料の1ページに戻っていただきまして、1の今回見直しを諮問させていただき背景について、3点ほどご説明いたします。

1つ目は、モニタリングデータの蓄積でございます。前回の見直しから2年経過し、モニタリングデータが蓄積されてきました。このデータを踏まえまして、モニタリング計画全般について調査の必要性、調査地点、調査の項目、調査頻度等を点検し、必要な見直しを行う時期に来ていると考えております。例えば大気調査を例に挙げますと、46種類の化学物質を測定しておりますが、測定結果は、環境基準値や指針値などを大幅に下回った結果が継続しております。また、処分場内と対象地点の村田町役場の測定結果に大きな差がない状況が継続しております。このような調査結果を踏まえて、現在の調査内容を今後も継続していく必要があるかどうか、また、追加したり減らしたりできるような項目等はないか検討を行うべきと考えたところであります。

2つ目は地元から見直しの要望を受けているということでありまして。昨年12月に村田町長ほか3名の連名で要望書の提出を受けておりますが、その要望事項の中にも資料に記載しているとおりモニタリングに関する内容が含まれております。この要望につきまして、評価委員会のご意見をお伺いした上で、どのように対応していくか判断をしたいと考えております。

3つ目は、実施計画の変更に際しまして、財団の調査会から下流側地下水のモニタリング地点の追加、これを助言されたということでございます。モニタリング地点の追加の必要性、追加する地点をどこにするかなどについてご意見をお伺いしながら判断してまいりたいというふうに考えております。

次に、めくっていただきまして、2の見直しの目的でございますが、このような背景から、モニタリングの目的を達成する上でより効果的かつ効率的なモニタリング計画に改めて、26年度のモニタリングから適用させたいと考えております。

3の今後のスケジュールでございますが、ここにスケジュール表がありますけれども、本日

いただいたご意見、また今後、各委員の皆様個別にご意見をお伺いして見直しの素案を策定しまして、10月くらいに次回の評価委員会を開催していただきまして、そこにお示しして、ご審議をお願いしたいと考えております。その審議期間を踏まえて見直し案、最終的な案を年明け1月ごろに評価委員会にお示しをしてご審議いただいて、最終的な答申をいただければというふうに考えております。このような形でこれから見直しの作業を進めてまいりたいと考えております。

○須藤委員長 今日はあれですね、さっきも先生方がいろいろおっしゃったことも含めて、何を見直したいかということをお伺って、最終的に決めるのは1月の答申ということでよろしいんですね。

○渡部室長 はい。

○須藤委員長 今日は答申案を作らなくてもよろしいですね。

○渡部室長 今日は、見直しのたたき台もまだ準備しておりませんので、今日いろいろご意見いただくとともに、またこれから各委員さん個別にご照会などをさせていただきながら、それを整理して見直しの方向性なり案を取りまとめていきたいというふうに考えています。中間的には秋、10月くらいの評価委員会にまず中間の案のようなものをお示しできればと思っております。

○須藤委員長 ありがとうございます。

先生方、そういうことだそうですので、さっき細見先生からも亜硝酸や硝酸の話も出たり、ここにはやっぱり項目として挙がっていないですね。なので、そういうのを入れることも必要だろうし、それから1,4-ジオキサンは入っているだろうけれども、ほかにももちろんあるでしょうし、項目もそうだし、それから場所もそうでしょうし、いろいろ先生方のお考えもあるでしょうから、特に下流側というか、そっちのほうのどこにどうするかということも必要なので、今日は一通り何かご意見あれば、さらに追加意見があれば伺っておきましょう。その上で個別に、と言っても、また個別にやればいいでしょうけれども。

○佐藤委員 いやいや、個別は駄目ですね。委員長がこう言っているから駄目ですねなんて言い方でボツにされそうです、我々何言っても。だからここで最低限の……

○須藤委員長 だから、今から聞くんですよ。

○佐藤委員 ああ、わかった。ごめん、済みません。

○須藤委員長 もうやめるわけではないんです、これからやるんです。

○佐藤委員 わかりました。それが正解だと思います。

○須藤委員長 せっかくこれだけいるんですから、やりますよ。やった上で、さらに最後まとめるのはそれですと言ったんですよ。

○佐藤委員 はい。ありがとうございます。骨子だけはやっぱりきちっとやっておかなければ駄目ですよ。そうでないと、事務局も困るのではないですか、骨子がないと。

○須藤委員長 では、岡田委員からいきましょうか。さらに今度の新たな。

○岡田委員 ここ2年ほど現場に行っていないんですけれども、荒川の堰が上になったんですか。上ですね。

○佐藤委員 上になりました。

○岡田委員 それで、荒川の水の影響というのはあるのかないのか。そのあたりは確認ができていんでしょうか、今までのデータで。やはり水の水位によって変動がある、ないが出ているのかどうか。出ていないなら、そのあたりはきちんとしなければいけないのではないかと考えております。

○須藤委員長 ありがとうございます。

では、大宮委員、地元から何かそういう。さっきモニタリングの話もあったですねありましたね。住民からもいろいろ言われていることについて話があったんですよ。

○大宮委員 今、室長のほうから説明ありました諮問事項②の地元からの要望というようなことで、3点ほどモニタリング関係で12月17日付で要望というような形の文書を出させていただきまして、回答も得ているところではございますが、評価委員の先生方から、今後このようなことにつきましてもご意見等をお聞きできればと思っておりました。

○須藤委員長 ビスフェノールAというのは環境ホルモンの関係から、住民は関心があるわけですね。

○大宮委員 専門的な先生のご意見をということでお願いをしたいと思います。

○須藤委員長 いえいえ。

それでは、井上先生、どうぞ。

○井上委員 これまでも測られていたと思うんですが、上流側ですね、いわゆるバックグラウンドのデータというのをしっかりと押さえておかないと、処分場からの様子なのか、それともそもそも周辺から入ってくる、特に重金属類とかあと例えば硫酸ですとか、そういったものはしっかりと把握を続けたほうが。ちょっとこの今回の資料だと上流側という言葉が少し抜けていたような気がするので、そこはやったほうが良いと思います。

あとは下流側については、さっき言いましたようにもうちょっとモニタリング数を、井戸の

本数を増やすべきで、それもかなり流速とうまく当てはめておかないと意味が余り出てこないだろうというふうに思います。以上でございます。

○須藤委員長 ありがとうございます。

では、細見先生。

○細見委員 もちろん項目については、放流水についても、亜硝酸性窒素は必ず必要だと思えますので、それを加えるということにさせていただいて、この村田町から出ているビスフェノールAというのは、確かにこれも未規制物質で、ここに言われているような可能性もありますし、それから水とよく似た動きもするんですけれども、比較的これは例えば酸素があるような条件では割と分解しやすいですね。それに比べて1,4-ジオキサンというのはほとんど分解しないので、トレーサーとして考えるのであれば、1,4-ジオキサンをしっかり測っておけば対応をとれているのではないかなと思います。やるなという意味ではなくて、目的を何のためかというのを絞って、不安ということでビスフェノールAの濃度レベルを知るということであればまたそれはそれでいいかと思いますが、トレーサーとして使おうと思うと、私はまだ1,4-ジオキサンのほうがはるかにまだこれでいいのかなと思います。ただ、処分場の中で未規制物質が、あるいは環境ホルモンとうたわれている、疑いがあるというものの濃度を把握するというのは、それはまた必要性はあると思いますが、もちろんそのほかにもうちょっと下流側に設けるとするのは環境省からも指摘もあったことだし、多くの先生方も、若干まだ足りないという意味では2地点ぐらいを、これこそ現場でどういうところがいいのかというのは一度見たほうがいいかもしれないと思いますね。ここで何となく想像しながら地図でプロットされるよりは、現場での開催というのもあってもいいのかなというふうに思います。

○須藤委員長 ありがとうございます。先生、亜硝酸・硝酸はいいんですけれども、その前駆物質のアンモニアも入れたほうがいいんじゃないですか。アンモニア入っていないでしょう。

○細見委員 もちろん。硝酸性窒素という場合にはアンモニアは入っているんですね。測って、それを0.……

○須藤委員長 0.4倍かな。

○細見委員 0.4でしたか、掛けることになっていますので、測る、特に、窒素の挙動という意味では。

○須藤委員長 そのほうがいいよ。先生のほうに回していないな。アンモニア性窒素の環境基準を作るんだよね。水生生物を作るんですよ。だから、やっておいたほうが僕はいいというような気がするんです。ノニルフェノールとかLASとかあるんですよ、ほかにも。これは健康項

目だけでやっているんだけれども、それはずっと将来の話だからあれだけど、2年、3年たつと増えてくるんだ、どんどんね。

では、藤巻先生、どうぞ。

○藤巻委員 ちょっと今日は私、しゃべり過ぎているので、これ以上余りしゃべらないようにしたいんですけども、鉛とか砒素とかほう素、ふっ素というのは、特にふっ素・ほう素は最初高くて漸減しているように見えるんですが、実は仙台平野の火山灰というのはこの手の元素、多いんですよ。それからカドミウム・砒素なんかも多いんですよ。鉛も多いんですよ。ですから、そういうものを埋め戻しに使っているとするとこういうことが起きるので、本来、仙台平野の広瀬川凝灰岩なんていうのは、土壤汚染防止法ではいきなり適用すると移動禁止となるぐらいにこの手の元素が多いものなんです。だから、これは気をつけていただいて、本来バックグラウンド込みにして見ているという可能性もありますので余り、これで下手をすると永久に減らない可能性もありますからね。だから、その辺は資料を集めていただいとしたいと思います。

それから、本質的に関係ない話で申しわけないんですけども、ここの委員の先生方、それから環境生活部の方々に佐藤委員からメールが行って、そこのブログを開いて、佐藤委員が激昂しているというブログが出てまいりまして私もびっくりしたんですけども、私は最初、県と村田町の意味の疎通がまるでなっていないのかなと思ったんですけども、まだやっぱりちょっと足りないところもあると思います。一番典型的なのは、こういう対策をするよと投げ、これをのむかのまないかという聞き方ではなくて、こういう方法、こういう方法、こういう方法と幾つか挙げて、これにはどういうメリット・デメリットがあるというようなことを説明して、それで選択をしてもらおうということをやったほうがいいのではないかと思います。そういう意思疎通のうまくいかないというのが続いてきてこういう結果だと思うんですね。それをまず一つ。

それから、私、佐藤委員からのメールを見て、ああこれは村田町そのものにも町長、議会、行政、それから町民の方々の間に意思の疎通がうまくいっていない部分があるんだなと思います。ですからぜひ大宮委員、お持ち帰りになって、村田町の内部での意思の疎通ということをきちっとできるような施策をお願いしたいと思います。以上です。

○須藤委員長 ありがとうございます。

では、佐藤委員どうぞ。特にいいですか、この問題について。

○佐藤委員 いっぱいありますので、田村先生から。

○須藤委員長 田村先生から。

○田村委員 では私が先にやります。

財団調査会、指摘されて、下流側地下水でのモニタリング、先ほど井上先生、細見先生、おっしゃったと思うんですが、位置選定はいつごろまでにどういう根拠で進めようとお考えでしょうか。実は下流側といってもいろいろあるんですが、やはり一番気にしなければいけないのは、処分場から荒川沿いの平野に出ていくところだと思うんですね。今まではLoc. 1A、Loc. 1Bを中心にしてやっていたと。今までのわかっている、私の頭に入っていることといたしますと、処分場の横断方向にある大きな地質の谷底を埋めた堆積物の層、砂質の相違はないと私は見ていたものですから、Loc. 1A、Loc. 1Bで大体代表できるだろうというふうに考えている。

一方しかし、このところは柱状図を見た限りでは基本的には荒川の氾濫による砂と処分場の谷から出ていった、処分場ができる前ですよ、自然に出ていったものとの互層のように私は判断しているところなんです。ただし、この横断面の北側のほうには、伺ったところによると、かつてどこかの残土を入れて埋めたところがあるというようなお話がございました。やはりそういう物質の透水係数の違いが明らかなことがあれば随分様子が違ってくると思いますので、その辺の検討は、ですから場合によっては簡易的な縮図ということもあるかもしれませんが、そういうことがあるので、2地点ということなので、できるだけその影響を評価するのに効果的な点を十分な資料に基づいて決めて、必要ならば私は、むしろ今日、風間先生のほうがその点は、情報、判断等詳しいところがあるかと思しますので、そういうところ、もちろん地元のいろいろな知見ですね、今までいろいろなことを見ていらっしゃると思いますが、そういうことも含めてうまい点を選んで、今後のモニタリングが大事なことを逃すことがないような方策をしていただけるとありがたいと。以上です。

○須藤委員長 どうも先生、ありがとうございました。

それでは、最後に佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 ボーリング地点なんですが、地震のすぐ後に現場に駆けつけまして、盛大に噴砂を伴った地下水の噴出の跡が川状にというか列をなしていたところがありますので、そこが一番深いところなのかなというふうに思っています。それは今の場外の南側にずっと田んぼで、今もへこんでいますけれども、そのあたりに一番怪しいなというふうに思っています。その辺をいかがでしょうかということで先生たちとご相談をしたいと。

それから、先ほど田村先生から、孔を掘って流速やら流向やらわかるような大きな孔を掘りたいねというお話があったので、これは。

○田村委員 掘りたいのではなくて、なかなか難しいということ。

○佐藤委員 いや、掘らなければならないでしょう。掘らなければならないと思いますよ。

○田村委員 孔の中で見るのは数年前にやったんですが、なかなか難しいです。完全にきれいでもまずいんですけれども、適度に濁っているといいんですが、濁りが多いと追跡ができなかったりして、実はなかなか難しいと思います、私は。

○佐藤委員 難しいからといって、これをないがしろにするわけにはいかないということでございますので、現地でやったらいいんじゃないというような先生からもご指摘があったので、このところが噴砂したんだよ、ここが怪しいんだよというのは我々先に立ってご案内できるかと思っています。それで、そのときの映像とか写真もお示しできると。

それから2本というふうな、2本ぐらいなんですよね。我々はずっと前から3本、5本というふうな言い方をしていましたので、なるべく5本と言っていましたね。それで全然だめになるよりは3本ガチンとやって、それでそれは底までつくように大口径でやってねというような注文をつけたほうがいいのか。それはやっぱり8月に現地でやっていただいて、そこで、ここどうでしょう、ここどうでしょうというようなお話になるのが一番いいんだろうなということなので、そこだけはお示しいただいて、評価委員会としてそうやるよということで、ぜひ委員長から石頭の竹の内対策室に動くようにお話をいただければと思います。

○須藤委員長 はい。ありがとうございます。それだけでよろしいですか。

○佐藤委員 いいんですか、まだ。もういいです。

○須藤委員長 もういいですよ。（「私が言うから。いいですか」の声あり）ちょっと待ってください。一応仕切りはしておかないと、やっぱり会議ですから。

○佐藤委員 それから……いいです。終わりにしましょう。

○須藤委員長 ちょっと待って。一応会議というのはそれなりのルールがあるからね。

それでは、工事後のモニタリングの見直しについてはこれから事務局とよく相談して、最終的には今年度中に答申ができるようにしたいと思います。十分に各委員との相談、今の意見はもちろんですが、さらに各委員から意見があればそれをやっていただきたいと思います。

4 その他

○須藤委員長 それでは、その他は何かあるんでしょうか。はい、どうぞ。

○渡部室長 事務連絡でございますが、現在、評価委員会の委嘱を皆様をお願いしておりますが、評価委員会の条例で委嘱期間が3年となっております。それで現在の委嘱期間が7月26日で満了することになっております。そのために、評価委員の皆様には近日中に意向を確認させ

ていただいた上で、できますれば再委嘱の手続を進めていきたいと考えております。

なお、地元推薦の委員につきましては、村田町のほうに推薦を既にお願ひしておりますので、村田町のほうから連絡が入るかと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。以上です。

○須藤委員長 はい。その他はそれだけでよろしいですね。

○渡部室長 はい。

5 閉 会

○須藤委員長 それでは、最初にお約束をしておりますので、一応これで私の仕事としては、会議は閉会させていただきたいと思っております。どうも先生方、ありがとうございました。

閉会后

○須藤委員長 引き続き、これは私が司会しちゃいけないのかもしれないけれども、お約束した、最後に皆さんを代表してどなたかご意見があるとおっしゃっていらしたので、それをお伺いしましょう。

○鈴木 それでは、鈴木ですが、時間の関係がありますので私のほうからお願いいたします。

一つは、今日の資料の支障除去対策の実施計画変更の中にガス抜き管の対策について2つの方法が出されておまして、ガス抜き管でやるのかトレンチでいくのかということですがけれども、工事の費用はトレンチのほうが安くできるんでないかというふうに思うんですけども、安い高いではなくてぜひ効果的な方法を検討していただいて、ぜひ効果ある方法でやっていただきたいと思っております。

また、先生方からあったように、ポイントについてもNo.5とNo.3だけでなく、ガスは流動しますので、ぜひそういったポイントもさらに増やすということについても引き続き考えていただきたいというふうに思います。

次に、大きなページの概要版がありました。この中で廃止の基準項目と経年変化という部分の表がありましたけれども、結局、地下水、浸透水の中に砒素、鉛、ベンゼン、そういったものが基準を超過しているわけございまして、これがこのままであればいつまでたっても処分場は廃止できないという状態になりますので、ぜひ浸透水の水質調査にかかわって毒性物質の排除ということについてやはり検討すべきではないかと。そうでなければいつまでたっても廃

止できないわけですよ。ぜひその辺についての検討に手を加えていただきたいというふうに思っております。

次に、透過性浄化壁の問題のことですけれども、平成28年度までに判断をします。今年度の対策とそのモニタリングによって28年度には判断して、29年度にやるかやらないかということになるということで今進められているわけですね。この時期は大変大事な時期になりますので、このときに処分場の廃止ということについてもどのようなプロセスになるのか、この辺のところもやはり具体的に明示する時期になるだろうと思いますので、ぜひ廃止に向けたプロセスということについても検討について着手していただきたいと思うわけです。

次に、焼却炉と三段池の問題ですね。これは直接、評価委員会の中では議論されてはおりませんでしたが、県の説明によれば特措法の適用以外だということになっておりまして、したがって評価委員の皆さんにもご案内しないと、こういうふうな状況になってきたわけですが、しかし三段池、それから焼却炉につきましてもまさに処分場の許可と同時にこの操業について、あるいはまた設置について県が許可をしたというふうなことでございまして、全く一心同体のものなんですよ。したがって処分場の外にあるからといって関係ないというわけにはいかない。もしそれが特措法の適用以外だということで県と国がそのようなことになっているのであれば、撤去については県独自でやっぱり考えるべきと、これが当然だというふうに思うんですね。28年度までにさまざまなそのほかの検討ありますけれども、焼却炉及び三段池の扱いについてもどのようにしていくか、それらについても明示いただきたいというふうに思っております。以上です。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。ご意見いただきました。行政のほうも十分この辺については参考にしていただきたいと思っております。

一応これをもって全てこの委員会の中の行事はおしまいとなりますが、それでは最後に事務局のほうに司会をお返しいたします。

○司会 ありがとうございます。（「済みません」の声あり）

○須藤委員長 まだあるんですか。（「いや、まだって」「一言ずつ」「一言」の声あり）

○高橋 どうも済みません。せっかくですので、何か一言ということなので、住民の一員であります私、高橋と申します。2～3点、私が聞いていてちょっと厳しいかなと思われるようなところを、話を和らげて話をしたいと思います。

まず、第一に、我々が安心して生活できるのかというのが問題だというふうに疑問に思っております。この計画に携わりまして、これまで話を聞いてみれば、何か今までの延長のような

感じの話をされていたこと、また、この計画について県の職員の皆様方、そしてまた評価委員の皆様方、本当にこれまでやってこられたと思うんですが、なかなかそういったことの中で話の内容を聞いてみれば、今日だけかもしれませんけれども、意見交換がもっとされていたほうがいいのではないかなというふうに私、個人的に思いました。

報告については全体的に横ばいということで、県の方が勝ち誇ったように言われていますけれども、こんな状態で我々が本当に安心して生活できるんだろうかというふうにふと疑問を感じましたので、ここで一言させていただきます。ありがとうございます。

○須藤委員長 それでは、どうぞ、行政のほうの司会、これで全てを終了です。

○司会 どうもご苦労さまでした。

それでは、閉会に当たりまして、本木部長より一言ご挨拶をいたします。

○佐藤委員 部長、いいですか。委員長、いいですか、ちょっとだけ皆さんにお礼を申し上げて、最後の言葉にしたいと思います。

○須藤委員長 そうですか。はい。

○佐藤委員 先ほどからずっと申し上げておりましたけれども、6年間大変お世話になりました。ありがとうございます。これで私がここに戻ってくるかどうかというのは、宮城県が態度を改めるか改めないかということにかかっておりますので、このまま便々と今までのように頭隠して尻隠さずを続けるならば私が帰ってきても意味がないと、独自意見を吐いているだけだということで、先生たちを困らせて不愉快に思わせるのは本意ではありませんので、ここで一応のお礼を申し上げて、あとは宮城県が態度を改めるのか、改めないのかにお任せしたいと思います。大変ありがとうございました。先生たちとお近づきになって意見を交わさせていただいて、竹の内のことを考えながら勉強してきました。大変本当にお世話さんでした。ありがとうございました。戻ってきたいとは思いますが、どうかわかりません。こちらの態度にだけかかっておりますので、独自の意見を引き下げてここに戻ってきて先生たちに不愉快な思いはこれ以上させたくないというふうに思っております。ありがとうございました。

○須藤委員長 それでは、部長、どうぞ。

○本木部長 今日長時間にわたりまして、ご検討、ご審議いただきまして、本当にありがとうございました。

今日いただいたご意見も踏まえながら、また今後、モニタリングのあり方等についていろいろ検討する中でまたご意見を賜ればというふうに思っております。

先ほどから任期切れのお話があつて、一つの区切りとしてこの3年間の御礼を申し上げたい

と思います。この委員会の委員をお引き受けいただいて評価委員会で真摯なご意見、ご指導いただきましたこと、本当に心より御礼申し上げます。

県としてはまだこの対策、継続をいたしますので、ぜひ委員各位におかれましては引き続き検討委員会にご参加をいただきたいと思っております。また改めてお願いに参りたいと思っております。

まずは今日、区切りとして御礼を申し上げるとともに、今後ともご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。今日は本当にありがとうございました。

○須藤委員長 先生方、どうもお疲れさまでございました。

○司会 それでは、以上をもちまして第15回評価委員会を閉会させていただきます。

長時間にわたりまことにありがとうございました。